



# 8月16日(金)は投票日

## 忘れずに投票しましょう

# 福島町長及び町議会議員選挙

● 告示日

8月11日(日)

● 投票日

8月16日(金)

### 投票できる方

▽ 年齢要件

平成13年8月17日までに生まれた方

▽ 住所要件

令和元年5月10日までに転入届をし、引き続き住民基本台帳に登録されている方

### 投票所入場券

投票所入場券は、選挙人名簿に登録されている方へ、8月9日(金)から10日(土)頃、ハガキで郵送します。

投票所入場券が届かない場合は、福島町選挙管理委員会までご連絡ください。

なお、入場券を紛失したり忘れたりした場合でも、投票所の受付で本人確認ができた場合は投票することができます。

### 期日前投票

投票日に仕事や旅行等やむを得ない理由で投票所に行けない方は、期日前投票を行うことができます。投票所入場券をご持参ください。

なお、投票所入場券裏面の「宣誓書」にあらかじめ記入いただくと、早く受付を行うことができます。

▽ 期間  
8月12日(月)から15日(木)まで

▽ 場所及び時間

・ 福島町役場1階ロビー  
午前8時30分から午後8時まで  
・ 吉岡総合センター高齢者サロン  
午前8時30分から午後5時まで

### 不在者投票

当日の投票や期日前投票ができない方は、不在者投票を行うことができます。

① 仕事や旅行先での不在者投票

滞在先の選挙管理委員会に不在者投票を行うことができます。請求用紙は、福島町選挙管理委員会にあり

ますので、滞在先の住所・電話番号を書いたメモ等を持参のうえ、手続きしてください。

なお、郵送期間等の日数が必要としますので、お早目に手続きをお願いします。

請求用紙は、町ホームページでダウンロードできます。

② 病院等での不在者投票  
病院などへ入院、入所している方で、その施設が不在者投票指定施設(町内は陽光園)である場合は、その施設で不在者投票を行うことができます。

③ 郵便による不在者投票  
身体に重度の障害(1〜3級)のある方(一定の要件あり)や要介護5の認定を受けている方は、申請により「郵便による不在者投票」を行うことができます。

不在者投票の請求手続きは、告示前でも行うことができます。詳しくは、福島町選挙管理委員会までお問い合わせください。

### 選挙公報等

① 選挙公報には候補者の氏名・経歴・政見・写真等

が掲載されており、8月12日(月)頃、全世帯へ配布します。

### 当日の投票時間

▽ 千軒地区

午前7時から午後5時まで

▽ 千軒以外の地区

午前7時から午後6時まで

### 開票

8月16日(金)の午後7時(予定)より、総合体育館において即日開票を行います。開票結果は、総合体育館及び吉岡支所玄関、並びに町ホームページに掲示します。

### ～ご理解をお願いします～

選挙当日(8月16日(金))は、各投票所の事務従事のため、役場窓口は少数で対応させていただくこととなります。

通常時よりお待ちいただくことがあるかと思われませんが、ご理解の程よろしくお願いたします。